

二十歳の門出をお祝いします

令和5年吉岡町二十歳のつどいのお知らせ



二十歳の門出を祝して、令和5年吉岡町二十歳のつどいを開催します。

状を送付しました。案内状が届いていない人はお問い合わせください。

▼**期日** 令和5年1月8日⑥
▼**時間** 午前10時～午前9時30分受け付け開始) ～11時30分頃

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、式典を変更または中止する場合があります。

▼**場所** 文化センターホール
▼**対象** 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで町に住民登録がある人、または吉岡中学校を卒業した人。

▼**問い合わせ先**
教育委員会事務局生涯学習室
☎54・1054(直通)

※対象者には11月中旬に案内

リサイクルの推進および不法投棄防止

廃タイヤ・バッテリー・小型家電の回収



リサイクルの推進および不法投棄防止のために、町環境美化推進協議会協力のもと、廃タイヤ・バッテリーおよび小型家電の回収を実施します。

料、小型家電は無料です。
※回収品目の詳細および搬入時の注意事項については、町ホームページをご覧ください。

▼**期日** 12月17日④

▼**時間** 午前9時～11時

▼**場所** 役場北駐車場(北側)

▼**回収品目・費用**

廃タイヤ・バッテリーは有

▼**問い合わせ先**
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

候補者を募集します

農業委員と農地利用最適化推進委員



令和5年4月26日に農業委員会の委員の任期が満了になることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

▼**募集方法** 公募または推薦

▼**応募要件**

農業委員

農業への識見があり、農地の利用最適化など農業委員会が所掌する事項に対し、その職務を適切に行うことができる人。

農地利用最適化推進委員

農業委員会が定める担当地区で、農地利用の最適化などの推進に熱意があり識見がある人。

※いづれも破産手続き開始の決定を受け復権を得ない人、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わらない人などは応募できません。

▼選考方法

農業委員 議会の同意を得て町長が任命

任命にあたり、次の①～③

①原則として、認定農業者が

過半数を占めること

②中立委員(利害関係を有しない者)が含まれること

③青年・女性の積極的な登用に努めること

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱

▼**任期** 令和5年4月27日～令和8年4月26日の3年間(再任は妨げません。)

▼**定数** 農業委員 8人

農地利用最適化推進委員

小倉・上野田地区 2人
下野田・北下地区 2人
南下・陣場地区 1人
大久保・漆原地区 3人

▼**報酬** 町条例に規定する額

▼**候補者の公募・推薦受付期間** 12月27日④

公募・推薦をする人は指定の様式を持参(役場開庁時間内)または郵送してください。様式は農業委員会窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼**提出・問い合わせ先**

農業委員会事務局
☎26・2281(直通)

教育委員会定例会の傍聴

- 日時 12月14日(※) 9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

勤労者の住宅資金利子補給

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために



事業者の皆さまへ

償却資産の所有状況を申告してください



▼対象者の全てに該当する人

- 給与所得者(被雇用者)
- 金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築したまたは新築された専用住宅を購入した人
- 当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している人
- 町税を完納している人
- 令和3年2月～令和4年1月に借入金返済を開始した人

※共有住宅は代表者1人が申請してください。

▼利子補給の金額および期間

金融機関へ支払った利子額のうち、借入額1,000万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。交付期間は借入金の利子返済を開始した月から1年以内です。

▼申請期間(開庁時間)

令和5年1月4日(※)～31日(※)

▼申請に必要なもの

- 吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- 住宅新築調査書(様式第2号)
- 利子支払証明書(様式第3号)

※資金を借り入れた金融機関に記入してもらう書類です。

証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うよう、あらかじめ金融機関に確認してください。

- 融資機関の返済予定明細表の写し(補助対象の1～12回目)
- 建物平面図の写し(間取りが確認できる図面)
- 請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- 建築主事の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しまたは指定確認検査機関の建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 令和4年給与所得の源泉徴収票の写し
- 町税の完納証明書(令和5年1月発行の証明書)

※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2280(直通)

町内で事業を営む個人や法人は、令和5年1月1日時点

の償却資産の所有状況を税務室へ申告してください。償却資産とは、固定資産税の課税対象のうち土地・家屋以外の事業の用に供する資産をいいます。償却資産の具体例については下の表を確認してください。

令和4年度以前に申告した人や、新規に事業を開始した人などには12月上旬に申告書を送付します。申告書が届かない場合は税務室まで連絡してください。

▼提出方法

税務室窓口へ持参、郵送または電子申告(e-LETAX)で提出してください。

▼申告期限

令和5年1月31日(※)

▼申告・問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎26・2238(直通)

償却資産の具体例

資産の種類	主な償却資産の例示	
第一種 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設などの外構工事、看板(広告塔など)
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、LAN設備など
第二種	機械および装置	各種製造設備等の機械および装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備、機械式駐車場設備
第三種	船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船など
第四種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第五種	車両および運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0」「00から09」「000から009」「9」「90から99」「900から999」の車両)、構内運搬車など
第六種	工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容および美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機など